

**核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律  
第 62 条の 3 の規定に基づく事故故障等の報告の改善のため  
の関係規則の解釈の改正案**

令和 8 年 9 月 17 日  
原子力規制庁

**1. 趣旨**

本議題は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 62 条の 3 に基づく事故故障等の報告（以下「法令報告」という。）について、関係規則の解釈の改正案の決定について付議するものである。

**2. 経緯**

令和 7 年度第 25 回原子力規制委員会（令和 7 年 8 月 20 日）において、法令報告の改善の方向性が以下のとおり了承された（参考参照）。これに基づき、具体的な改正内容について検討を行った。

（1）原子力規制委員会規則の改正を伴うもの

- 核燃料施設等の故障に関する報告要件について、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とするときの要件を削除し、修理の必要性に関わらず安全機能が損なわれた場合に報告を求める。
- 実用発電用原子炉等の故障に関する報告要件について、故障原因を火災のみに限定している要件を削除し、原因等に関わらず安全機能が損なわれた場合に報告を求める。
- 法令報告は「直ちに報（速報）」と「遅滞なく報（詳細な報告）」の 2 段階の報告を求めているが、原子力災害対策指針において原子力災害対策重点区域の設定を要しない施設に対しては、「遅滞なく報（詳細な報告）」を求めない。

（2）原子力規制委員会規則の改正を伴わないが、その解釈の改正を伴うもの

- 管理区域内における放射性物質の漏えいに関する報告要件について、報告要否の基準に係る記載が施設毎に異なっているため、統一を図る。
- 東京電力福島第一原子力発電所における機器の故障に関する報告要件の解釈について、汎用品の交換等によって対処可能な場合は報告不要であることを明確化する。また、遅滞なく報を 10 日以内に求めるとした記載は他施設では削除されているため、整合を図る。

### 3. 検討の状況

上記の検討のうち、「(1) 原子力規制委員会規則の改正を伴うもの」に関しては、現行の規制制度との整合及びグレーデッドアプローチの観点から検討していたものである。その後、国際原子力機関（IAEA）による IRRS ミッションにより、グレーデッドアプローチに関連する種々の指摘がなされたことに加え、運転中保全に係る保安規定審査基準の改正案が了承されるなど、規制制度に関する様々な検討が進められているところである。これらの対応と法令報告との関係を整理するなど、関係規則の改正に関しては、引き続き検討しているところである。

「(2) 原子力規制委員会規則の改正を伴わないが、その解釈の改正を伴うもの」に関しては、了承された方向性に基づき、解釈の改正案を作成した。

### 4. 関係規則の解釈の改正（委員会決定事項）

解釈の改正案につき別紙のとおり決定いただきたい<sup>1</sup>。

本改正については、令和8年10月1日付けで施行することとしたい。

#### <別紙、参考>

|    |                                                                                                                      |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 別紙 | 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第16条の14の規定による原子力規制委員会への事故故障等の報告に関する解釈等の一部を改正する規程（案） |
| 参考 | 法令報告の改善の方向性（令和7年度第25回原子力規制委員会資料4）                                                                                    |
| 別添 | わかりやすい説明資料「原子炉等規制法に基づく法令報告とは」                                                                                        |

<sup>1</sup> (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第16条の14の規定による原子力規制委員会への事故故障等の報告に関する解釈（原規総発第2404246号）  
(2) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく核燃料物質の使用等に関する規則第6条の10及び核原料物質の使用に関する規則第5条の規定による原子力規制委員会への事故故障等の報告に関する解釈（原規総発第2404246号）  
(3) 放射性同位元素等の規制に関する法律第31条の2の規定に基づく放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第28条の3の規定による原子力規制委員会への事故等の報告に関する解釈（原規放発第17121315号）  
(4) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第18条の規定による原子力規制委員会への事故故障等の報告に関する解釈（原規総発第2404246号）

(案)

改正 令和○年○月○日 原規総発第 ○○○○号 原子力規制委員会決定

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第16条の14の規定による原子力規制委員会への事故故障等の報告に関する解釈等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和○年○月○日

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第16条の14の規定による原子力規制委員会への事故故障等の報告に関する解釈等の一部を改正する規程

次の各号に掲げる規程の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第16条の14の規定による原子力規制委員会への事故故障等の報告に関する解釈（原規総発第2404246号） 別表第1
- (2) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく核燃料物質の使用等に関する規則第6条の10及び核原料物質の使用に関する規則第5条の規定による原子力規制委員会への事故故障等の報告に関する解釈（原規総発第2404246号） 別表第2
- (3) 放射性同位元素等の規制に関する法律第31条の2の規定に基づく放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第28条の3の規定による原子力規制委員会への事故等の報告に関する解釈（原規放発第17121315号） 別表第3
- (4) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第18条の規定による原子力

規制委員会への事故故障等の報告に関する解釈（原規総発第 2404246 号）  
別表第 4

附 則

この規程は、令和 8 年〇月〇日から施行する。

別表第1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく試験研究の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第16条の14の規定による原子力規制委員会への事故故障等の報告に関する解釈 新旧対照表

(下線を付し、又は破線で囲んだ部分は改正部分)

| 改 正 後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 改 正 前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>II 試験炉報告基準の各号について</p> <p>試験炉報告基準の各号の目的、語句、文章の解釈及び運用上の留意点は次のとおりである。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>九 試験研究用等原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。</p> <p>イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。</p> <p>ロ 気体状の核燃料物質等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る換気設備の機能が適正に維持されているとき。</p> <p>ハ 漏えいした核燃料物質等の放射エネルギーが微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 語句・文章の解釈</p> | <p>II 試験炉報告基準の各号について</p> <p>試験炉報告基準の各号の目的、語句、文章の解釈及び運用上の留意点は次のとおりである。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>九 試験研究用等原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。</p> <p>イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。</p> <p>ロ 気体状の核燃料物質等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る換気設備の機能が適正に維持されているとき。</p> <p>ハ 漏えいした核燃料物質等の放射エネルギーが微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 語句・文章の解釈</p> |

①～③ (略)

④ 「放射エネルギーが微量のとき」：漏えいした核燃料物質等が液体状のものについては、核燃料物質等の放射エネルギーとして、 $3.7 \times 10^6 \text{ Bq}$ を目安とし、これを超えなかったときをいう。

⑤ 「その他漏えいの程度が軽微なとき」：漏えいの拡大を防止するための堰を越えて広がった液体状の核燃料物質等の放射エネルギーが、 $3.7 \times 10^6 \text{ Bq}$ を超えなかったときなどをいう。

3.・4. (略)

十 (略)

1. (略)

2. 語句・文章の解釈

① (略)

② 「超えるおそれのあるとき」：正確に判明しない場合であつて、被ばくの状態から本号に定める線量限度を超えるおそれのあるときをいう。

3.・4. (略)

十一 (略)

1. (略)

2. 語句・文章の解釈

①～③ (略)  
(新設)

④ 「漏えいの程度が軽微なとき」：線量告示第4条に定める表面密度限度及び線量告示第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度別表第1の第1欄に掲げる放射性物質の種類に応じて第4欄に定める空気中の濃度限度を超えない量をいう。

3.・4. (略)

十 (略)

1. (略)

2. 語句・文章の解釈

① (略)

② 「超えるおそれのあるとき」：例えば、アルファ線放出核種の吸入摂取による内部被ばくの場合のようにバイオアッセイ法で評価するために時間を要する場合等において、被ばく時の状況から空気中濃度の測定結果などから被ばく線量を安全側に算出し、その結果、本号に定める線量を超えるとき等をいう。

3.・4. (略)

十一 (略)

1. (略)

2. 語句・文章の解釈

「超えるおそれのある被ばくがあったとき」：正確に判明しない場合であって、被ばくの状況から本号に定める線量限度を超えるおそれのあるときをいう。

3.・4. (略)

十二 (略)

「超えるおそれのある被ばくがあったとき」：内部被ばくの場合のようにバイオアッセイ法で正確な被ばく評価を行うのに時間を要する場合等において、被ばく時の状況から被ばく線量を安全側に算出し、その結果、本号に定める線量限度を超えるとき等をいう。

3.・4. (略)

十二 (略)

別表第2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく核燃料物質の使用等に関する規則第6条の10及び核原料物質の使用に関する規則第5条の規定による原子力規制委員会への事故故障等の報告に関する解釈 新旧対照表

(下線を付し、又は破線で囲んだ部分は改正部分)

| 改 正 後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 改 正 前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>II 報告基準の各号について</p> <p>燃料使用報告基準の各号の目的、語句、文章の解釈及び運用上の留意点等は次のとおりであり、核原料物質使用施設については、特段の記載がない限りこれを準用する。</p> <p>以下の記載中、規則の規定を引用する部分においては燃料使用報告基準を用いるが、原料使用報告基準全5号中、第1号、第2号、<u>第4号及び第5号</u>については、燃料使用報告基準第1号、第2号、第11号及び第12号の各該当する原料使用報告基準の規定に読み替える。</p> <p>原料使用報告基準「三 核原料物質又は核原料物質によって汚染された物が異常に漏えいしたとき」については、燃料使用報告基準<u>第5号から第8号までの</u>考え方を適用する。</p> | <p>II 報告基準の各号について</p> <p>燃料使用報告基準の各号の目的、語句、文章の解釈及び運用上の留意点等は次のとおりであり、核原料物質使用施設については、特段の記載がない限りこれを準用する。</p> <p>以下の記載中、規則の規定を引用する部分においては燃料使用報告基準を用いるが、原料使用報告基準全5号中、第1号、第2号、<u>第4号、第5号</u>については、燃料使用報告基準第1号、第2号、第11号及び第12号の各該当する原料使用報告基準の規定に読み替える。</p> <p>原料使用報告基準「三 核原料物質又は核原料物質によって汚染された物が異常に漏えいしたとき」については、燃料使用報告基準<u>第5号、第6号、第7号、第8号全ての</u>考え方を適用する。</p> |
| 一～七 (略)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 一～七 (略)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <p>八 使用施設等の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。</p> <p>イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。</p> <p>ロ 気体状の核燃料物質等が漏えいした場合において、漏えい</p>                                                                                       | <p>八 使用施設等の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。</p> <p>イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。</p> <p>ロ 気体状の核燃料物質等が漏えいした場合において、漏えいし</p>                                                                                            |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>した場所に係る換気設備の機能が適正に維持されているとき。<br/>ハ 漏えいした核燃料物質等の放射エネルギーが微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。</p>                                                                                                                                                                                                                  | <p>た場所に係る換気設備の機能が適正に維持されているとき。<br/>ハ 漏えいした核燃料物質等の放射エネルギーが微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。</p>                                                                                                        |
| <p>1. (略)</p> <p>2. 語句・文章の解釈<br/>①～④ (略)<br/>⑤「放射エネルギーが微量のとき」：漏えいした核燃料物質等が液体状のものについては、核燃料物質等の放射エネルギーとして、<math>3.7 \times 10^6</math> Bq を目安とし、これを超えなかったときをいう。<br/>⑥「その他漏えいの程度が軽微なとき」：漏えいの拡大を防止するための堰を越えて広がった液体状の核燃料物質等の放射エネルギーが、<math>3.7 \times 10^6</math> Bq を超えなかったときなどをいう。</p> <p>3.・4. (略)</p> | <p>1. (略)</p> <p>2. 語句・文章の解釈<br/>①～④ (略)<br/>(新設)<br/>⑤「漏えいの程度が軽微なとき」：線量告示第4条に定める表面密度限度及び線量告示第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度別表第1の第1欄に掲げる放射性物質の種類に応じて第4欄に定める空気中の濃度限度を超えない量をいう。</p> <p>3.・4. (略)</p> |
| <p>九 (略)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                         | <p>九 (略)</p>                                                                                                                                                                              |
| <p>十 (略)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                         | <p>十 (略)</p>                                                                                                                                                                              |
| <p>1. (略)</p> <p>2. 語句・文章の解釈<br/>① (略)<br/>②「超えるおそれのあるとき」：正確に判明しない場合であって、被ばくの状況から本号に定める線量限度を超えるおそれのあるときをいう。</p>                                                                                                                                                                                      | <p>1. (略)</p> <p>2. 語句・文章の解釈<br/>① (略)<br/>②「超えるおそれのあるとき」：例えば、アルファ線放出核種の吸入摂取による内部被ばくの場合のようにバイオアッセイ法で評価するために時間を要する場合等において、被ばく時の状況から空気中濃度の測定結果などから被ばく線量を安全側に算出し、その結</p>                     |

|                                                                                               |                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3.・4. (略)                                                                                     | 果、本号に定める線量を超えるとき等をいう。                                                                                                                         |
| 十一 (略)                                                                                        | 3.・4. (略)                                                                                                                                     |
| 1. (略)                                                                                        | 十一 (略)                                                                                                                                        |
| 2. 語句・文章の解釈<br>「超えるおそれのある被ばくがあったとき」： <u>正確に判明しない場合であって、被ばくの状況から本号に定める線量限度を超えるおそれのあるときをいう。</u> | 1. (略)                                                                                                                                        |
| 3.・4. (略)                                                                                     | 2. 語句・文章の解釈<br>「超えるおそれのある被ばくがあったとき」： <u>内部被ばくの場合のようにバイオアッセイ法で正確な被ばく評価を行うのに時間を要する場合等において、被ばく時の状況から被ばく線量を安全側に算出し、その結果、本号に定める線量限度を超えるとき等をいう。</u> |
| 十二 (略)                                                                                        | 3.・4. (略)                                                                                                                                     |
|                                                                                               | 十二 (略)                                                                                                                                        |

別表第3 放射性同位元素等の規制に関する法律第31条の2の規定に基づく放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第28条の3の規定による原子力規制委員会への事故等の報告に関する解釈 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

| 改 正 後                                                                                                                                                                                   | 改 正 前                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>II 事故報告基準に関する運用について</p> <p>事故報告基準の目的、語句及び文章の解釈並びに運用上の留意点は次のとおりである。</p> <p>なお、RI 規則28条の3柱書において、委員会に対して報告すべき事項として規定されている「その状況及びそれに対する処置」とは、事象の状況に対する事実関係とその発生原因の調査及び再発防止のための対策をいう。</p> | <p>II 事故報告基準に関する運用について</p> <p>事故報告基準の目的、語句及び文章の解釈並びに運用上の留意点は次のとおりである。</p> <p>なお、RI 規則28条の3柱書において、委員会に対して報告すべき事項として規定されている「その状況及びそれに対する処置」とは、事象の状況に対する事実関係とその発生原因の調査及び再発防止のための対策をいう。</p>                    |
| 規則第28条の3第1号～規則第28条の3第6号 (略)                                                                                                                                                             | 規則第28条の3第1号～規則第28条の3第6号 (略)                                                                                                                                                                                |
| 規則第28条の3第7号 (略)                                                                                                                                                                         | 規則第28条の3第7号 (略)                                                                                                                                                                                            |
| <p>1. (略)</p> <p>2. 語句及び文章の解釈</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④「超えるおそれのあるとき」とは、<u>正確に判明しない場合であつて、被ばくの状況から本号に定める線量限度を超えるおそれのあるときをいう。</u></p>                                                       | <p>1. (略)</p> <p>2. 語句及び文章の解釈</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④「超えるおそれのあるとき」とは、<u>例えば、アルファ核種の吸入摂取による内部被ばくが生じ、バイオアッセイ法で正確に被ばく評価をするために時間を要する場合等に、被ばく時の状況及び空气中濃度の測定結果などから被ばく線量を安全側に算出し、その結果、本号に定める線量を超えるとき等をいう。</u></p> |
| 3.・4. (略)                                                                                                                                                                               | 3.・4. (略)                                                                                                                                                                                                  |

|                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 規則第 28 条の 3 第 8 号 (略)                                                                                                                                    | 規則第 28 条の 3 第 8 号 (略)                                                                                                                                                                                               |
| <p>1. (略)</p> <p>2. 語句及び文章の解釈</p> <p>① (略)</p> <p>② 「超えるおそれのある被ばくがあつたとき」とは、<u>正確に判明しない場合であつて、被ばくの状態から本号に定める線量限度を超えるおそれのあるときをいう。</u></p> <p>3.・4. (略)</p> | <p>1. (略)</p> <p>2. 語句及び文章の解釈</p> <p>① (略)</p> <p>② 「超えるおそれのある被ばくがあつたとき」とは、<u>例えば、機器の故障等により想定外の被ばくがあり、放射線測定器による外部被ばく線量の測定結果の算出に時間がかかる場合に、計算により求めた被ばく線量を安全側に算出し、その結果、本号に定める線量限度を超えるときなどをいう。</u></p> <p>3.・4. (略)</p> |
| 規則第 28 条の 3 第 9 号 (略)                                                                                                                                    | 規則第 28 条の 3 第 9 号 (略)                                                                                                                                                                                               |

別表第4 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第18条の規定による原子力規制委員会への事故故障等の報告に関する解釈 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

| 改 正 後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 改 正 前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>I 運用の基本的な考え方</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 発電用原子炉設置者は、事象が福島第一報告基準の各号のいずれかに該当するときは、その旨を原子力規制委員会（以下「委員会」という。）に直ちに報告するものとする。<u>また、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、委員会に報告するものとする。</u><br/>         ここで「その状況及びそれに対する処置」とは、事象の状況に関する事実関係とその発生原因の調査、再発防止のための対策等をいい、「遅滞なく」報告するとは、<u>事象の発生原因が特定され、品質マネジメントシステムにより再発防止のための対策を定めた後、速やかに報告書に取りまとめて委員会に報告すること</u>をいう。<br/>         なお、発電用原子炉設置者が、委員会に対する報告の前に当該事象について公表すること（関係機関に対し、その時点で判明している事象の経緯及び状況、措置の内容及び工程等の連絡を行うとともに、プレス発表、ホームページ掲載等により対外的に公にすること）自体を妨げるものではない。</p> <p>II 報告基準の各号について</p> <p>福島第一報告基準の各号の目的、語句、文章の解釈及び運用上の留意点は次のとおりである。</p> | <p>I 運用の基本的な考え方</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 発電用原子炉設置者は、事象が福島第一報告基準の各号のいずれかに該当するときは、その旨を原子力規制委員会（以下「委員会」という。）に直ちに報告するものとする。<br/> <u>また、その状況及びそれに対する処置について、遅滞なく報告書に取りまとめて委員会宛てに提出するものとする。</u>ここで「その状況及びそれに対する処置」とは、事象の状況に関する事実関係とその発生原因の調査、再発防止のための対策等をいい、「遅滞なく」とは、<u>10日を目安として取りまとめるとともに、その時点で検討中の事項がある場合には、当該事項が整理でき次第さら</u><br/> <u>に取りまとめることをいう。</u><br/>         なお、発電用原子炉設置者が、委員会に対する報告の前に当該事象について公表すること（関係機関に対し、その時点で判明している事象の経緯及び状況、措置の内容及び工程等の連絡を行うとともに、プレス発表、ホームページ掲載等により対外的に公にすること）自体を妨げるものではない。</p> <p>II 報告基準の各号について</p> <p>福島第一報告基準の各号の目的、語句、文章の解釈及び運用上の留意点は次のとおりである。</p> |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一・二 (略)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 一・二 (略)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 三 (略)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 三 (略)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <p>１．・２． (略)</p> <p>３．運用上の留意点</p> <p>① (略)</p> <p>② 当該発電用原子炉施設のうち実施計画に記載のあるものが担う機能に不具合がある場合であって、当該不具合が消耗品の交換や機器の調整により復旧できるときは、発電用原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないとはみなさない。</p> <p>(参考)「消耗品」とは、通常の使用若しくは時間の経過による劣化に対応し、品質管理プログラムに従って交換が管理されている<u>機器若しくは部品</u>（汎用のものを含む。）、又は使用頻度を定めることが適当でないものにあつては予備品が常に用意されている<u>機器若しくは部品</u>（汎用のものを含む。）とする。また、「機器の調整」とは、部品の交換や補修を伴わず、機器を復旧させる目的で行う作業をいう。</p> <p>③ (略)</p> | <p>１．・２． (略)</p> <p>３．運用上の留意点</p> <p>① (略)</p> <p>② 当該発電用原子炉施設のうち実施計画に記載のあるものが担う機能に不具合がある場合であって、当該不具合が消耗品の交換や機器の調整により復旧できるときは、発電用原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないとはみなさない。</p> <p>(参考)「消耗品」とは、通常の使用若しくは時間の経過による劣化に対応し、品質管理プログラムに従って交換が管理されている<u>機器若しくは部品</u>、又は使用頻度を定めることが適当でないものにあつては予備品が常に用意されている<u>機器若しくは部品</u>とする。また、「機器の調整」とは、部品の交換や補修を伴わず、機器を復旧させる目的で行う作業をいう。</p> <p>③ (略)</p> |
| 四～十五 (略)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 四～十五 (略)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

## 参考

## 法令報告の改善の方向性

令和7年8月20日  
原子力規制庁

## 1. 趣旨

本議題は、法令報告の改善に関して、これまでに抽出された論点等についての検討を踏まえた、今後の改善の方向性の了承を諮るものである。

## 2. 経緯

令和6年度第49回原子力規制委員会（令和6年12月11日）において、原子炉等規制法<sup>1</sup>第62条の3に基づく事故・トラブルの報告（以下「法令報告」という。）の改善に関する6つの論点について検討の進め方が了承された。

これを受け、原子力規制庁において具体的な改善方針について検討を行い、上記6つの論点に、東京電力福島第一原子力発電所に関する論点を加えた合計7つの論点に関する改善方針（案）について、令和7年6月10日の第8回原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る公開会合（以下「公開会合」という。）において事業者と議論した。

その際、事業者側からも法令報告の改善に関する提案がなされたため、これらも併せて検討した。

## 3. 法令報告の改善の方向性（了承事項）

原子力規制庁が示した7つの論点に、事業者側からの提案を加えた8つの論点について、別紙に整理した改善の方向性を了承いただきたい。

## 4. 今後のスケジュール

別紙の法令報告の改善の方向性について原子力規制委員会の了承が得られれば、関係規則及びその解釈の具体的な改正案を検討し、年度内を目途に原子力規制委員会に諮ることとしたい。

<別添、参考>

別添資料1：第8回原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る公開会合 資料2  
「原子炉等規制法に基づく法令報告改善に係る事業者意見について」

別添資料2：わかりやすい説明資料「原子炉等規制法に基づく法令報告とは」

<sup>1</sup> 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）

(1) 核燃料施設等の故障に係る法令報告事象のうち、施設等の故障を対象とした2つの号(第2号及び第3号)を統合する。

# ① 法令報告対象の安全機能が損なわれた場合への明確化

## 【関係法令等】

核燃料物質の加工の事業に関する規則 第9条の16

二 加工施設の故障があった場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とするとき。

三 加工施設の故障により、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能、外部放射線による放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能、加工施設における火災若しくは爆発の防止の機能若しくは重大事故等に対処するための機能を喪失し、又は喪失するおそれがあるとき。

○核燃料物質の加工の事業に関する規則第2号と第3号は、それぞれの条文の記載は異なるものの、いずれも機器の故障に着目した報告要件である<sup>2</sup>。

○このうち第2号の規定は、加工施設における機器全般の故障を対象としており、安全機能を有する機器に限らず、施設の稼働や運転への影響に着目した報告も含む要件となっており、安全を確保するための原子炉等規制法の趣旨にそぐわないと考えられる。

○また第2号の「修理のため特別の措置を必要とするとき」の規定は、当該加工施設の安全機能が維持されていたとしても、修理が必要な場合には報告を求めると解釈されるが、実用炉では、安全上重要な機器等に故障が発生した場合であっても、保安規定に定められたAOTの範囲内で予防保全を目的とした作業を行うようなケースは法令報告の対象とされておらず、整合性がとれていない。

○以上のことから、加工施設の故障について、報告対象を安全機能を有する機器に限定するとともに、同機器の安全機能が損なわれた場合について規定している第3号に集約する。

○本件は、製錬施設及び核原料物質使用施設を除く核燃料施設等に共通の課題であるため、それらに対しても同様の対応を行う。

<sup>2</sup> 加工の事業に関する事故故障等の報告に関する解釈の記載(令和6年4月24日 原規総発第2404246号 原子力規制委員会決定)  
第二号に関する解釈記載例

○加工施設で火災又は爆発が発生したことにより、加工施設の機器が損傷したとき。

○故障した機器を復旧するために新たな安全確保対策の検討を要し、当該対策を他の機器にも適用することが必要なとき。

第三号に関する解釈記載例

○閉じ込めの機能を有する機器等を用いて密封されていないウランを加工する場合等において、閉じ込めの機能が喪失し、閉じ込めていた核燃料物質等が機器等の外に漏えいしたとき。

## ② 火災による機器の故障に関する報告要件の見直し

### 【関係法令等】

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第134条

三 発電用原子炉設置者が、原子力規制委員会が定める発電用原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（以下この号及び次号において「安全上重要な機器等」という。）又は設置許可基準規則第四十三条第二項に規定する常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物（以下この号及び次号において「常設重大事故等対処設備に属する機器等」という。）の点検を行った場合において、当該安全上重要な機器等が技術基準規則第十七条若しくは第十八条に定める基準に適合していないと認められたとき、当該常設重大事故等対処設備に属する機器等が技術基準規則第五十五条若しくは第五十六条に定める基準に適合していないと認められたとき又は発電用原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないと認められたとき。

四 火災により安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の故障があったとき。ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。

核燃料物質の加工の事業に関する規則 第9条の16第2号の解釈

加工施設で火災又は爆発が発生したことにより、加工施設の機器が損傷したとき。

○法令報告に係る各規則の規定及びその解釈の記載まで含めて確認すると、それぞれ火災等による安全上重要な機器等及び常設重大事故等対処設備に属する機器等の故障に関する事案が報告要件として定められている。実用炉を対象とし、過去の検討を公開資料<sup>3</sup>に基づき調査した結果、この火災に関する報告要件は、1975年に米国ブラウンズフェリー原子力発電所において発生した火災事故を踏まえ、この事故が重要な運転経験であるとの認識の下、規定されたものであると考えられる。

○一方、新規制基準の策定後は、内部火災はもとより、内部溢水や自然現象など様々な事象に対して、新規制基準策定前よりも厳格な要求をしていることを考えると、故障の発生要因を限定せず、当該設備の安全機能の喪失に着目した報告対象とすべきと考えられる。

○以上のことから、火災のみに限定されている故障の報告要件について、原因を限定せず、安全機能が損なわれた場合の既存の規定への統合を図るなどの見直しを行う。

<sup>3</sup> 第77回国会 衆議院 科学技術振興対策特別委員会 第5号 昭和51年5月12日

第82回国会 参議院 科学技術振興対策特別委員会 第5号 昭和52年11月16日

第82回国会 参議院 科学技術振興対策特別委員会 第7号 昭和52年11月18日

第155回国会 衆議院 経済産業委員会 第8号 平成14年11月22日

昭和52年2月16日提出 質問第5号「関西電力（株）美浜原子力発電所第一号炉燃料棒折損事故に関する質問主意書」

（２）試験研究用等原子炉施設の法令報告事象について、原子力施設の安全に関しない「運転を停止することが必要となったとき」を削除する。

【関係法令等】

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則 第16条の14

- 二 試験研究用等原子炉の運転中において、試験研究用等原子炉施設の故障により、試験研究用等原子炉の運転が停止したとき又は試験研究用等原子炉の運転を停止することが必要となったとき（試験研究用等原子炉施設の故障の原因が明らかであり、かつ、試験研究用等原子炉の運転に支障が生じるおそれがないときを除く。）。

同解釈の記載例

以下の場合、本号には該当しない。

- ・故障が経年変化、計器の不具合、接触不良等によるもので、運転上の制限等を逸脱せず、かつ、当該故障に関し変化がないか又は故障の進展の状況が一定か緩やかである場合において、試験研究用等原子炉を停止するとき 等

○試験研究炉に関する法令報告事象のうち、「運転を停止することが必要となったとき」については、解釈において具体例が記載されている。この内容は、実用炉と同様に運転上の制限を逸脱した場合などを報告対象とする規定であり<sup>4</sup>、原子力施設の安全に関するものである。

○以上のように、既存の規定を再度精査したところ、試験研究炉の法令報告対象には、原子力施設の安全に関しないものは含まれていないことが確認されたため、現行の規定・解釈の運用を継続する。

<sup>4</sup> 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第134条

- 二 発電用原子炉の運転中において、発電用原子炉施設の故障により、発電用原子炉の運転が停止したとき若しくは発電用原子炉の運転を停止することが必要となったとき又は五パーセントを超える発電用原子炉の出力変化が生じたとき若しくは発電用原子炉の出力変化が必要となったとき。ただし、次のいずれかに該当するときであって、当該故障の状況について、発電用原子炉設置者の公表があったときを除く。

- ロ 運転上の制限を逸脱せず、かつ、当該故障に関して変化が認められないときであって、発電用原子炉設置者が当該故障に係る設備の点検を行うとき 等

（３）法令報告は「直ちに報（速報）」と「遅滞なく報（詳細な報告）」の２段階の報告を求めているが、リスクの低い核燃料施設等（重大事故や多量の放射性物質等を放出する事故が想定されていない核燃料施設等）については、グレーデッドアプローチの考え方を適用し、故障を対象とした法令報告事象では「遅滞なく報」の提出を不要とする。

（４）これらについては、法令報告と原子力規制検査の役割分担の観点から、実用発電用原子炉施設を含めて検討する。その際には、INES 評価の運用等にも留意することとする。

○本件は、核燃料施設等に関して、原子力災害対策指針において原子力災害対策重点区域の設定を要しないものがあること等を踏まえて検討していたものである（参考資料１参照）。

○法令報告制度は、原子炉施設等の故障等が発生した場合に、原子力規制委員会がその報告を受けることにより、公共の安全を図る観点から必要な規制上の措置をとるとともに、安全性向上のための検討を行うことを目的としたものである<sup>5</sup>（参考資料２参照）。

○重大事故や多量の放射性物質等を放出する事故が想定されていない核燃料施設等については、機器の故障が起因となり公共の安全を脅かす事故に発展する可能性が小さく、また、そのような施設で発生する機器の故障等に対して、安全性向上のための規制上の措置を検討する必要性は低いと考えられることから、制度の趣旨に照らせば、これらの施設について、「遅滞なく報（詳細な報告）」を不要とすることは可能と考えられる。

○これらの施設に係る機器故障に対する是正処置は、法令で事業者に義務付けられていることから、「遅滞なく報」を受領しないとしても、事業者の対応状況は原子力規制検査により監視可能である（参考資料３参照）。

○また、これらの施設における故障等であって、INES 評価の対象となる臨界や放射性物質の漏えい等については、引き続き「遅滞なく報」を求めることとする。

○実用炉や再処理施設に係る機器の故障等についても原子力規制検査により事業者の対応状況を確認することは可能であるものの、これらの施設については原子力災害対策指針で原子力災害対策重点区域の設定がなされるなど重要性が高く、そのリスクの大きさを踏まえ、従来の運用を継続することとする。

<sup>5</sup> 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法）（抜粋）

第１条（目的）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために（中略）必要な規制を行う

第６２条の３（主務大臣等への報告）

原子力施設等の故障その他の主務省令で定める事象が生じたときは、（中略）事象の状況その他の主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない

(5)「核燃料物質によって汚染された物」の盗取又は所在不明時の対応についても、引き続き検討を進める。

【関係法令等】

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第134条 等

一 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。

- 「核燃料物質によって汚染された物」については、通常管理区域内において管理されており、これまでに盗取又は所在不明事案の実績はなく<sup>6</sup>、仮に盗取又は所在不明となった場合は不適合事案となる。その場合は、各規則に基づき事業者により公表されることに加え<sup>7</sup>、事業者による是正措置が義務付けられており、こうした事業者の活動は原子力規制検査による監視が可能であることから、今回は法令報告要件とはしない。

<sup>6</sup> 原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る公開会合（第6回）議事録より

<sup>7</sup> 核燃料物質の加工の事業に関する規則 第8条（保安規定）第2項

二十 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の加工事業者との共有に関すること。

二十一 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

## (6) 原子力規制委員会への事故故障等の報告に関する解釈に係る記載の統一

○現行の解釈の記載を異なる原子力施設間で比較検討した結果、記載のばらつきを是正するにあたり、報告要否の基準に関するものと、記載の適正化に留まるものが見られたため、可能な限り記載を統一する。

○特に管理区域内漏えいに関する記載のばらつきについては、報告要否の基準に関するものであるが、管理区域内漏えいの報告要件を施設毎に異なる規定とする意義は見いだせないため、記載を統一する。

### ①報告要否の基準に関するもの

○記載のばらつきが見られたものの中で、特に管理区域内における放射性物質の漏えい事案に関しては、施設毎に運用解釈の記載に違いが見られる（下記及び参考資料4参照）。

※試験研究炉及び使用施設：表面密度限度、放射線業務従事者に係る濃度限度を越えた漏えいがあった場合

※再処理施設及び加工施設：アルファ線を放出しない放射性物質で  $3.7 \times 10^6 \text{ Bq}$   
アルファ線を放出する放射性物質で  $3.7 \times 10^5 \text{ Bq}$   
を越えた漏えいがあった場合

※上記及び1Fを除く施設： $3.7 \times 10^6 \text{ Bq}$ を越えた漏えいがあった場合

○JAEAによる報告書「表面汚染密度に関する日英法令の比較研究」(JAEA-Review2024-028)を参照した結果、表面密度限度は指標としては有効であるものの、放射線業務従事者の被ばくとの関連の薄さなどが指摘されている。

○法令報告の要否を判断するための基準としては、実際に漏えいした汚染の程度と直接関連する指標が望ましいとの事業者意見もあったため、試験研究炉及び使用施設における表面密度限度及び濃度限度といった記載ではなく、実用炉等と同様に  $3.7 \times 10^6 \text{ Bq}^8$ 等に統一する。また、粉末状放射性物質の管理区域内漏えいの取扱いについても検討する。

### ②記載の適正化に留まるもの

記載の適正化に留まるものについては、可能な限り記載を統一する（参考資料5参照）。

<sup>8</sup> 「IAEA SAFE HANDLING OF RADIOISOTOPES(1973)」TABLE I 及び II、「放射線を放出する同位元素の数量等を定める件」（平成12年10月23日）科学技術庁告示第5号などが根拠。

（７）東京電力福島第一原子力発電所において運用されている設備（実施計画において記載のあるもの）について、予備品への交換等に対処可能な故障事案を、法令報告対象とはしない旨明確にする。

【関係法令等】

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則 第18条（事故故障等の報告）（抜粋）

三 発電用原子炉設置者が、発電用原子炉施設のうち実施計画に定められたものの点検を行った場合において、発電用原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないと認められたとき。ただし、核燃料物質等の漏えいを防止するための機能を有していないと認められた場合であって、第十号ただし書又は第十一号ただし書のときを除く。

（解釈（抜粋））

当該発電用原子炉施設のうち実施計画に記載のあるものが担う機能に不具合がある場合であって、当該不具合が消耗品の交換や機器の調整により復旧できるときは、発電用原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないとはみなさない。

（参考）「消耗品」とは、通常の使用若しくは時間の経過による劣化に対応し、品質管理プログラムに従って交換が管理されている機器若しくは部品、又は使用頻度を定めることが適当でないものにあつては予備品が常に用意されている機器若しくは部品とする。また、「機器の調整」とは、部品の交換や補修を伴わず、機器を復旧させる目的で行う作業をいう。

○東京電力福島第一原子力発電所において運用される機器については、通常の原子力施設におけるものとは異なる信頼性が求められており、故障した場合に予備品等への交換を前提とした運用がなされているものがある。

○このような運用は保守管理上一般的なものであり、当該機器の故障事案に対して、都度原因と対策に関する報告を求める必要はなく、現行の解釈にある消耗品等と同様であることがわかるよう解釈の明確化を図る。

（８）その他運用解釈の明確化

○公開会合において、事業者から法令報告の運用解釈の明確化に関する個別の提案がなされたことから（別添資料1参照）、今回の見直しの機会に必要な措置を講じる。

（提案例）

- ・「原子炉等規制法に基づく法令報告事象への対応マニュアル」の対応方針Cと判断した事例について、都度、当該マニュアルや解釈に反映してはどうか。
- ・トラブル後に速やかに出力降下等の措置をとり、安全上影響を及ぼすことがない場合については、炉心に出力変化が発生した場合の法令報告の対象外としてはどうか。

(参考資料 1)

原子力災害対策指針（抜粋）

(v) その他の原子力施設

次に掲げる原子力施設については、原子力災害対策重点区域を設定することは要しない。

- ・ 発電用原子炉若しくは試験研究用等原子炉について廃止措置計画の認可を受け、かつ、全ての燃料体が当該発電用原子炉施設若しくは当該試験研究用等原子炉施設外に搬出されているもの又は当該発電用原子炉施設若しくは当該試験研究用等原子炉施設内にある全ての燃料体が乾式キャスクにより貯蔵されているもの
- ・ 熱出力（一定の熱出力で継続して運転する場合におけるその熱出力）の最大値が2 MW以下の試験研究用等原子炉施設
- ・ 濃縮又は再転換のみを行うウラン加工施設であってウラン 235 の取扱量が 0.008 TBq 未満のもの
- ・ 使用済燃料貯蔵施設（使用済燃料を乾式キャスクのみによって貯蔵する施設に限る。）、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等

(参考資料2)

原子力安全条約（抜粋）

第19条 締約国は、次のことを確保するため、適当な措置をとる。

- (vi) 関係する許可を受けた者が安全上重大な事象につき規制機関に対し時宜を失することなく報告すること。
- (vii) 運転経験についての情報を蓄積し及び解析するための計画が作成され、得られた結果及び結論に基づいて行動がとられ、並びに国際的な団体、運転を行う他の組織及び規制機関との間で重要な経験を共有するため既存の制度が利用されること。

国際原子力機関（IAEA）基本安全原則（抜粋）

3.17

全ての対策を講じたにもかかわらず、事故が起こる可能性はある。事故の前兆を特定し分析するとともに、それらの事故の再発を防止するための措置を講じなければならない。施設と活動の（また、関連性がある場合はどこか他の）運転経験のフィードバックは、安全性を強化するための重要な手段である。教訓を学び、共有し、それに基づいて行動できるように、起因事象、事故の前兆、ヒヤリハット、事故及び許認可されていない行為を含む運転経験のフィードバックと分析を行うためのプロセスを導入しなければならない。

(参考資料3)

原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則

第52条 原子力事業者等は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じなければならない。

一 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行うこと。

イ 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化

ロ 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化

二 必要な是正処置を明確にし、実施すること。

三 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。

四 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。

五 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。

六 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。

七 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。

(参考資料4)

# 管理区域内漏えいに関する解釈記載の違い

## ＜実用炉規則<sup>9</sup>（抜粋）＞

- 十 発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するときを除く。
- ハ 漏えいした核燃料物質等の放射エネルギーが微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。

(解釈)

「放射エネルギーが微量のとき」：漏えいした核燃料物質等が液体状のものについては、核燃料物質等の放射エネルギーとして、 $3.7 \times 10^6 \text{ Bq}$ を目安とし、これを超えなかったときをいう。

(参考)  $3.7 \times 10^6 \text{ Bq}$ は、管理区域内の放射線管理の観点からは非常に低い数値であり、通常の管理区域内の作業状況からはこの放射エネルギーで有意な被ばくが発生することは考えられないが、管理区域内でも極力被ばくを低減させることが望ましいとの観点から採用しているものである。

- ⑤ 「その他漏えいの程度が軽微なとき」：漏えいの拡大を防止するための堰を越えて広がった液体状の核燃料物質等の放射エネルギーが、 $3.7 \times 10^6 \text{ Bq}$ を超えなかったときなどをいう。

## ＜試験研究炉規則<sup>10</sup>（抜粋）＞

- 九 試験研究用等原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するときを除く。
- ハ 漏えいした核燃料物質等の放射エネルギーが微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。

(解釈)

- ④ 「漏えいの程度が軽微なとき」：線量告示第4条に定める表面密度限度及び線量告示第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度別表第1の第1欄に掲げる放射性物質の種類に応じて第4欄に定める空気中の濃度限度を超えない量をいう。

<sup>9</sup> 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第129条の規定による原子力規制委員会への事故故障等の報告に関する解釈

<sup>10</sup> 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第16条の14の規定による原子力規制委員会への事故故障等の報告に関する解釈

(参考資料5)

記載の適正化に留まるものの例

＜各規則共通の内容＞

放射線業務従事者について（中略）線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。

＜実用炉の解釈＞

2. 語句・文章の解釈

「超えるおそれのある被ばくがあったとき」:

正確に判明しない場合であって、被ばくの状況から当該線量限度を超えるおそれのあるときをいう

＜試験研究炉の解釈＞

2. 語句・文章の解釈

「超えるおそれのある被ばくがあったとき」:

内部被ばくの場合のようにバイオアッセイ法で正確な被ばく評価を行うのに時間を要する場合等において、被ばく時の状況から被ばく線量を安全側に算出し、その結果、本号に定める線量限度を超えるとき等をいう。

# 原子炉等規制法に基づく法令報告とは（第62条の3）

## 原子力事業者等

### 事象発生

法令報告を要する事象の例

- ✓ 核燃料物質の盗取・所在不明
- ✓ 故障
- ✓ 管理区域内外での放射性物質の漏えい
- ✓ 臨界
- ✓ 人の障害

※法令報告事象等は、下記の訓令/内規を参照  
事故故障等の報告の運用（訓令／内規／解釈）について  
(<https://www.nra.go.jp/activity/bousai/trouble/houkoku/jikonaiki.html>)

## 原子力規制委員会

「直ちに報」  
事象が発生した旨報告



・面談等で事象を確認

「遅滞なく報」

事象の状況とその処置を報告



- ・発生原因の特定
- ・再発防止策等の策定

・再発防止策等を踏まえた取組

- ・原子力規制検査等で事業者の対応状況を確認
- ・公開会合や面談等で事業者の進捗を確認
- ・規制要求の見直し等